

(資料5)

分割基準について

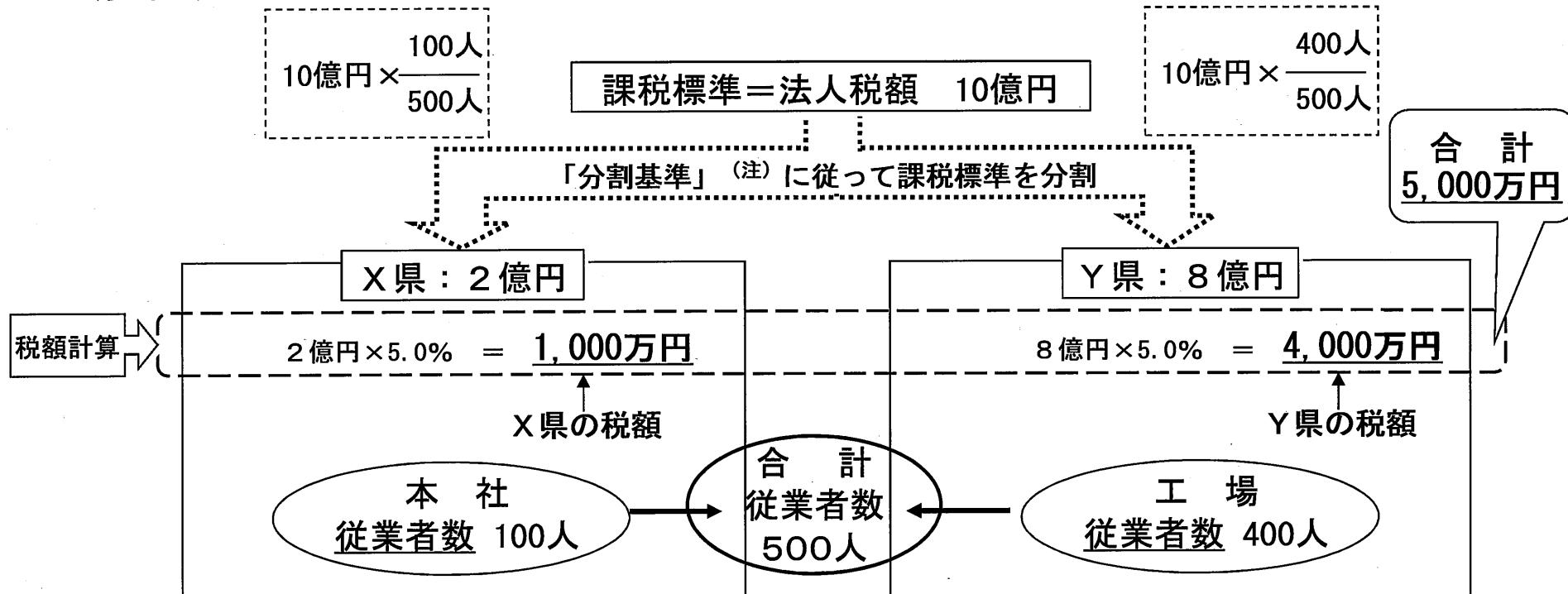
法人二税の分割基準の概要

- 法人二税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要



「分割基準」=課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

(参考例) 法人道府県民税法人税割における分割基準のイメージ (法人税額が10億円のA社の場合)



(注) 法人住民税法人税割における分割基準は、従業者数である

法人事業税の分割基準(改正の経緯)

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	銀行業 保険業 証券業	従業者 の数	1/2を事務 所の数 他の1/2を 従業者の数		各月の延 従業者の 数を期末 現在の 従業者の 数とした	資本金が 1億円以 上の法人 の本社管 理部門の 従業者数 について は1/2		証券業が追 加された	1/2を事務 所の数 1/2を従業 者の数 ※本社管 理部 門の従 業者数1/2 措置は廃止
製造業			資本金1億 円以上の法 人の本社管 理部門の従 業者数につ いては1/2					資本金1億 円以上の法 人の工場の 従業者数に ついては1.5 倍	本社管 理部 門の従業者 数1/2措置 は廃止
鉄道業 軌道業		軌道の延長 キロメート ル数							
ガス供給業 倉庫業	1/2を 固定資産 の価額 他の1/2 を従業者 の数	固定資產 の価額							
電気供給業						1/2を発電所 の固定資產 の価額 他の1/2を固 定資產の価 額	3/4を発電 所の固定資 産の価額 他の1/4を 固定資產の 価額		

法人事業税の分割基準の見直しの経緯①

昭和26年

- ・ 従来は通達によって地方団体の条例又は規則により定められてきた分割基準を法律に明定
- ・ 製造業、電気・ガス供給業等では「固定資産の価額」と「従業者数」の2つの基準、その他の事業にあっては、「従業者の給与額」によって分割
- ・ 企業の活動量をより適切に表す指標として「従業者の給与額」を「従業者数」に改正

昭和29年

- ・ 従業者数で分割することを原則としつつ、企業の活動量をより適切に表す指標として、電気・ガス供給業及び倉庫業は「固定資産の価額」、地方鉄道事業及び軌道事業は「軌道の延長キロメートル」、銀行業及び保険業は2分の1を「事業所数」、2分の1を「従業者数」とした

昭和37年

- ・ 技術革新に基づく機械化、自動化の傾向が著しいために、製造業においては現業部門の従業員が急激に減少し、税収が本社等管理部門を有する府県に集中する傾向があるといわれたことから、実際上の効果から考え、製造業の資本金1億円以上の法人に限り「本社管理部門の従業者数」を2分の1と計算することとした

昭和42年

- ・ 従前、従業者数については、月ごとの異動を反映させるために「各月の末日現在の従業者数」の合計額によっていたが、計算等が煩雑であることから、原則として「各事業年度の末日現在における従業者数」によることとし簡素化

昭和45年

- ・ 企業の管理中枢機能が本社に集中する傾向が製造業のみならずすべての業種に及びつつある傾向にかんがみ、製造業以外の事業を行う法人で従業者数を分割基準とするものについても、「本社管理部門の従業者数」を2分の1として算定することとし、分割基準の合理化を図った

昭和47年

- ・ 電気供給業について、発電所がその事業活動の根幹をなし、事業収入は発電所の活動に負うところが極めて大きく、発電所の事業活動と所在道府県から受ける行政サービスが密接であることから、2分の1を「発電所の固定資産の価額」、2分の1を「その他の固定資産の価額」とした

法人事業税の分割基準の見直しの経緯②

昭和57年

- 昭和47年改正と同様、発電所の事業活動をより重視し、4分の3を「発電所の固定資産の価額」、4分の1を「その他の固定資産の価額」とした

平成元年

- 証券会社における貯蓄性商品の取り扱い等に伴う証券投資の大衆化や銀行における公共債の窓販業務などの証券業務の拡大を背景に、証券業と銀行業の業務形態が近接してきたことに鑑み、証券会社の分割基準を銀行業と同様、2分の1を「事務所数」、2分の1を「従業者数」とした
- 経済のサービス化を背景に企業の合理化が進み、OA化、FA化が着実に進展、また工場においては自動組立装置、NC工作機械、産業用ロボット等の導入が進み、製造業の就業構造に大きな変化が見られ、工場の従業者数が大幅に減少、これに対し、本支店の従業者数は大幅に増加したことから、「資本金1億円以上の製造業の工場従業者数」を1.5倍とした

平成17年

- 法人は効率化・高付加価値化を追求するため、IT化、アウトソーシング化、ネットワーク化等を進めている。言い換えると、マンパワーに依存せず、むしろ店舗立地戦略、ネットワーク戦略等を重視しており、従業者を減らす方向にあることから、従業者数だけで事業活動の規模を表すことが難しくなってきている
- 宅配業のネットワーク戦略や小売業の店舗戦略など、事務所等数が事業活動を支える要素として重要となっていることに鑑み、非製造業の分割基準について2分の1を「事務所数」、2分の1を「従業者数」とした
- また、法人における管理部門の形態が、事業部制や分社化の導入、アウトソーシングの活用等で多様化・分散化しつつあること、事業所数基準の導入と趣旨が重複すること等から、管理部門の従業者数の圧縮措置の意義・効果が乏しくなったため、「本社管理部門の従業者数」を2分の1とする圧縮措置は、廃止した
- 総務省が見直しによる影響額の試算を各都道府県に依頼した結果、東京都で約600億円、大阪府で約80億円の減収となり、その他の道府県では增收と見込まれた

(各年「改正地方税制詳解」等による)

平成17年度分割基準の見直し前後の偏在度等の推移

- 偏在度を示す指標は、県内法人では上昇しているのに対し、分割法人では低下

		平成11～16年度 平均(見直し前)	平成17～22年度 平均(見直し後)
分割法人	最大/最小	9.2 倍	6.3 倍
	東京都のシェア	24.2 %	22.0 %
	事業税額計	26,938 億円	34,760 億円
(参考) 県内法人 (分割納付が ない法人)	最大/最小	6.5 倍	10.8 倍
	東京都のシェア	26.0 %	36.4 %
	事業税額計	9,921 億円	10,640 億円

- ※ 県内法人について、平成15年度以前の税収額は、事業税額から分割法人の事業税額を控除した額を基に算出
- ※ 平成20年度以降は、地方法人特別税の税収額を加算した額を基に算出。なお、税収額の分割法人と県内法人への配分は、それぞれの税収で按分した
- ※ 税額は、超過課税を含む
- ※ 「最大／最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である
- ※ 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による